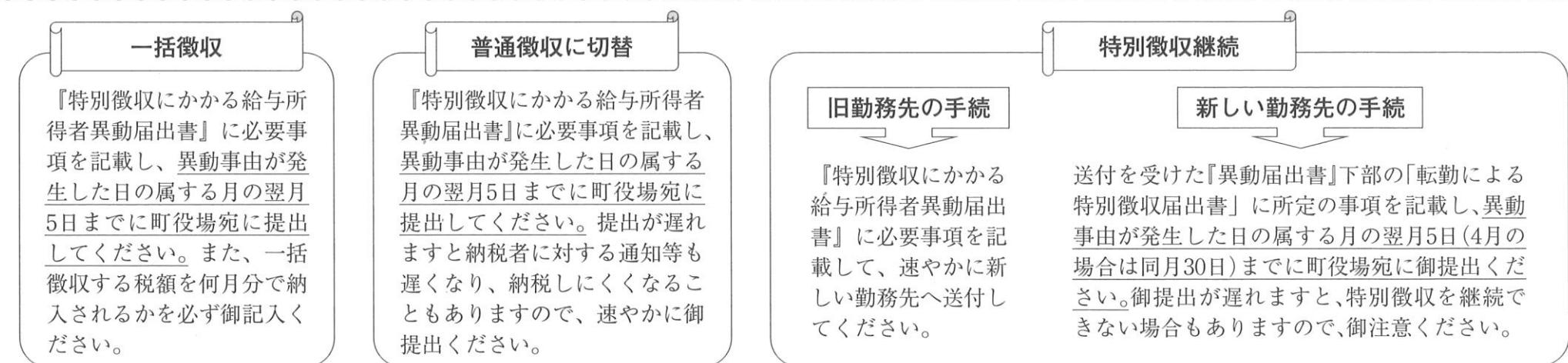


# 納税者が退職・その他の異動をしたときの手続

異動が6月1日から12月31日までの間に生じた場合			異動が1月1日から4月30日までの間に生じた場合		
一括徴収	普通徴収に切替	特別徴収継続	一括徴収	普通徴収に切替	特別徴収継続
納税者からの申し出により、未徴収税額を退職手当等から一括徴収し、徴収した月の翌月10日までに納入していただきます。※できるかぎり一括徴収に御協力いただけるよう、御指導願います。	納税者から一括徴収の申し出がない場合、又は退職手当等が未徴収税額より少ない場合は普通徴収に切替となります。未徴収税額は個人でお支払いただくことになります。	納税者が転勤・再就職等により異動後の勤務先（新勤務先）で引き続き特別徴収を希望した場合は、特別徴収を継続することができます。	その年の5月31日までに未徴収税額を超える給与又は退職手当等が支払われる場合、本人からの申し出の有無にかかわらず、未徴収税額を必ず一括徴収し、翌月10日までに納入してください。（地方税法第321条の5による）	支払われる退職手当等が、未徴収税額より少ない場合は一括徴収できませんので普通徴収に切替となり、未徴収税額は個人でお支払いただくことになります。この場合、原則として未徴収税額を1回で納付していただくことになります。	納税者が転勤・再就職等により異動後の勤務先（新勤務先）で引き続き特別徴収を希望した場合は、特別徴収を継続することができます。

※未徴収税額を個人でお支払いいただく場合は、納税者への旨御説明願います。



※法律では、翌月の10日が提出期限ですが、当町の電算処理の都合上5日までに御提出くださるようお願いします。

※特別徴収へ切替をする場合は、後部に綴り込みの『町民税・県民税特別徴収への切替申請書』の注意事項をお読みください。

※『特別徴収に係る給与所得者異動届出書』は当町ホームページよりダウンロードできます。